

# 介護保険における住宅改修費の支給について



工事着工前に必ず事前申請が必要です。ケアマネジャー等に相談してください。

## ★ 制度の概要

要介護（要支援）認定者（以下「要介護者等」という。）およびその介護者の生活の質の向上を図るため、住宅の一部を改修した場合に、介護保険の対象となる箇所（手すりの取付けや段差の解消など）の改修費用について保険給付されます。

※平成29年4月からの総合事業開始により、事業対象者に移行した場合は支給対象外となります。

## ★ 支給限度基準額

- ・ 要介護状態区分（要介護・要支援）にかかわらず、対象工事に対して20万円までの費用を限度として、その9割（所得により8割または7割）相当額を支給します。限度額を超える費用については、全額自己負担となります。※転居した場合は、改めて20万円分申請をすることができます。
- ・ 要介護状態区分が次表で3段階以上上がった場合、1回に限り、改めて20万円分の申請をすることができます。

介護の必要の程度を図る目安（段階）	要介護状態等区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2 又は 要介護1
第1段階	要支援1 又は 経過的要介護

※ 20万円を超える工事については、介護保険制度（20万円まで）とは別に住宅改造費助成事業（所得600万円以下）も併用して申請ができます。原則、住宅改造の申請は介護保険制度の住宅改修工事の初回申請時に限ります。

## ★ 支給条件

- ① 加古川市の被保険者であり、要支援1・2または要介護1～5の認定を受けて在宅生活している方。
- ② 介護認定期間外に着工・完了した工事は対象になりません。
- ③ 要介護者等が現に居住する住民票の住所地（介護保険被保険者証に記載された住所）の住宅のみが対象です。一時的に身を寄せている住宅の改修は対象にはなりません。
- ④ 新築・増築の場合は対象外です。
- ⑤ 要介護者等の心身の状況や住宅の状況等に照らして必要な改修であること。
- ⑥ 保険給付対象の範囲の改修であること。（書類作成費、写真代、仮設費用は対象外です。）
- ⑦ 医療機関に入院または介護保険施設に入所していないこと。  
（入院中の場合は、住宅改修が認められません。ただし、退院後の住宅について予め改修しておく必要がある場合は、事前申請時のケアマネジャー等の理由書に明記の上、必要書類を提出し、受理通知書が届いてから工事を着工し、完成させてください。万が一、要介護者等が退院（退所）出来ない場合は支給出来ません。）
- ⑧ 施設入所している被保険者が月に数回、帰宅する住宅を改修する場合は、支給対象とはなりません。  
（施設入所者の拠点は施設であり、介護保険の住宅改修は在宅サービスであるため、施設を退所するのでなく一時的な帰宅や外泊は支給対象とはなりません。）
- ⑨ 要介護者等又は家族等が自ら住宅改修のための材料を購入し、住宅改修を行う場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象としますが工賃は支給対象外となります。
- ⑩ 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は要介護者等の専用の居室内に限られますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など要介護者等の通常の生活領域と認められる共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる場合があります。ただし、住宅の所有者が恣意的に行う場合は認められません。

★ 保険給付対象となる工事

・小規模な住宅改修が対象で、要介護者等が居住している建物と玄関から道路までの屋外改修が対象です。

① 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に設置するもの (転倒予防、移動・移乗動作に資するもの)
② 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するもの 玄関から道路までの通路等の段差を解消するもの (敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ、通路等の傾斜の解消など。ただし、昇降機、リフト、段差解消機等の動力によって段差を解消する機器の設置工事は対象になりません。)
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室：畳敷から板製床材やビニール系床材等への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更 浴室：床材の滑りにくいものへの変更
④ 引き戸等への扉の取替え	扉全体の変更(開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等へ取り替える) ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去など (ただし、自動ドアに取り替える場合、自動ドアの動力部分の設置は対象になりません。)
⑤ 洋式便器等への取り替え	一般的には、和式便器から洋式便器への取替え (ただし、和式便器から暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は除く。さらに、非水洗和式便器から水洗〔簡易水洗〕洋式便器に取り替える場合、水洗〔簡易水洗〕化の工事の部分は除く。)
⑥ その他 ①～⑤の改修に付帯して必要となる改修 (※⑥単独の工事は対象となりません。)	1) 手すりの取付け／手すりの取付けのための壁の下地補強 2) 段差の解消／浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)、スロープ設置に伴う転落防止柵の設置 3) 床又は通路面の材料の変更／床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 4) 扉の取替え／扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 5) 便器の取替え／便器の取替えに伴う給排水設備工事、便器の取替えに伴う床材の変更

★ 支給の流れ(提出書類及び支給方法)

要介護者等は次の償還払か受領委任払のいずれかの方法で住宅改修を行ってください。

【償還払】

要介護者等は住宅改修事業者住宅改修に要した費用を工事完了後に一旦全額支払います。

審査した結果、給付対象の改修工事と認められれば、支給対象額に保険給付率を乗じて得た額(以下、「介護保険給付費」という。)を要介護者等に支給します。

【受領委任払】

要介護者等は工事全体の金額から介護保険給付費を除いた金額を支払い、介護保険給付費は要介護者等から受領を委任された住宅改修事業者が直接、市から受け取る方法です。受領委任払については、保険料の滞納により給付制限を受けているなどの場合は利用できません。

住宅改修事業者は、事前に「介護保険給付費及び住宅改修費助成金受領委任払事業者登録申請書兼振込口座指定届」を提出し、事業者登録番号を受領してください。

① **住宅改修についてケアマネジャー等に相談**

- ・ 20万円を超える工事については、介護保険制度（20万円まで）とは別に住宅改造費助成事業（特別型）（所得要件等の制限あり）の助成金制度もありますのでご相談ください。
- ・ 要介護者等の身体機能を十分に理解し、自立支援につながるよう適切なアドバイスを受け、ご家族とよく相談の上、決定してください。



② **住宅改修費の事前申請**

（提出書類）

- 1 介護保険住宅改修費支給申請書
- 2 住宅改修が必要な理由書
  - \* 担当のケアマネジャーに相談の上、作成してもらってください。
  - \* 対象工事であっても理由書にない工事については給付対象外です。
  - \* 記載内容に番号をふるなどし、理由書・図面・写真・見積が対応するようにしてください。
- 3 住宅改修前の写真
  - \* 写真は、必ず撮影年月日がわかるように日付を入れてください。カメラに日付を入れる機能がない場合は、黒板等を使い、撮影年月日がわかるようにしてください。
  - \* 手すりの取付けや踏み台の設置等の工事を行う場合は、あらかじめマーカ等でどの部分に取り付けるのかを分かるようにしてください。
  - \* 段差の解消工事の場合は、段差部の寸法を計測した写真を添付してください。
  - \* 写真に番号をふるなどし、理由書・図面・写真・見積が対応するようにしてください。
- 4 工事費見積書
  - \* 天井、壁等の対象外費用については分けて記載してください。
  - \* 対象費用に番号をふるなどし、理由書図面・写真・見積が対応するようにしてください。
- 5 改修予定の図面（平面図）
  - \* 改修箇所に番号をふるなどし、理由書・図面・写真・見積が対応するようにしてください。
- 6 住宅の所有者の承諾書
  - \* 名義が要介護者等本人又は配偶者の場合は不要
- 7 委任状
  - \* 「償還払」で振込口座名義が要介護者本人以外の場合のみ必要
- 8 その他必要書類（ユニットバスや便器の仕様書など）



③ **対象工事の事前審査**



④ **対象者に申請書の受理通知を送付**

- ・ 約2～3週間前後に要介護者等に受理通知書（原本）を送ります。  
（受領委任払の場合は、事業者にも受理通知書（写し）を送ります。）



⑤ **対象工事等の施工・完成**

- ・ 必ず受理通知書を確認後、工事着工してください。  
受理通知前に着工された場合、不支給となる場合があります。
- ・ 着工日、完成日に要支援または要介護認定の有効期間であるかどうか確認ください。  
※介護保険被保険者証の要介護状態区分等欄が「事業対象者」となっている方については、支給対象外になりますのでご注意ください。



⑥ **住宅改修費の事後申請**

（提出書類）

- 1 住宅改修に要した費用に係る領収書
  - \* 償還払の場合は工事費全額の領収書を提出してください。
  - \* 受領委任払の場合は受理通知書に記載された利用者負担額の領収書を提出してください。
- 2 工事費内訳書

### 3 住宅改修後の写真

\*写真は、必ず撮影年月日がわかるように日付を入れてください。カメラに日付を入れる機能がない場合は、黒板等を使い、撮影年月日がわかるようにしてください。

\*段差の解消工事の場合は、段差部の寸法を計測した写真を添付してください。

\*改修前の写真の撮影方向と同方向から撮影し、改修前の状態と改修後の状態がわかるようにしてください。写真撮影日がわからない場合や同方向から撮影されていないことで改修前と改修後との改修箇所が確認できない場合、不支給となる場合があります。

### 4 受理通知書

\*着工日・完成日および入院（入所）していた場合は退院（退所）日を記入してください。



#### ⑦ 住宅改修費の支給

##### 【償還払の場合】

- ・ 審査の結果、事後申請受付日の翌月末に申請書に記載の要介護者等（代理の場合は委任状）の口座に振り込みます。（審査内容によっては、支給が遅れたり、支給出来ない場合があります。）
- ・ 振込内容について、支給決定通知書を要介護者等に通知します。

##### 【受領委任払の場合】

- ・ 審査の結果、事後申請受付日の翌月末に住宅改修事業者の指定された口座に振り込みます。（審査内容によっては、支給が遅れたり、支給出来ない場合があります。）
- ・ 振込内容について、支給決定通知書を要介護者等と事業者に通知します。



#### ⑧ その他

- ・ 同一申請者による新たな申請については、支給後に申請してください。

<お問い合わせは>

加古川市 介護保険課 給付係

(電話) 079-427-9125

(FAX) 079-424-1322